

令和 8 年 4 月 1 日

一般社団法人日本循環器協会賛助会員の
会費および会費に応じた権利/利益について

一般社団法人日本循環器協会
代表理事 小室一成

1. 一般社団法人 日本循環器協会 賛助会員会費
年会費 100 万円とする
2. 同 会員期間
令和 8 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日の 1 年間とする
3. 会員特典（下記事業より 1 つ以上を確約）
 - (1) 日本循環器協会ホームページへの企業ロゴ掲載
 - (2) 産官学交流
 - ・産産協議会（年 2～4 回）：賛助会員企業同士のワークショップ
例：「自社の賛助会員としてのメリットを最大化するため JCA に期待すること」
 - (3) 市民交流
 - ・「健康ハートの日」イベント等への参加（賛助会員社名記載）
：8 月 10 日（はーと）に開催する循環器病の市民啓発イベント
 - ・市民公開講座や医療セミナーの共催・後援（賛助会員社名記載）
 - ・日本循環器協会 冠イベントへの共催（賛助会員社名記載）
 - (4) 広報資材制作・配布へのブランディング
 - ・日本循環器協会機関紙への賛助会員社名記載
 - ・市民を対象とした予防啓発冊子への日本循環器協会監修名義・協力名義の付与
 - ・循環器病患者と家族を対象とした冊子への同協会監修名義・協力名義の付与
 - (5) 協会事業における優先的関与
 - ・日本循環器協会の啓発事業や調査研究事業の発案段階から、ワーキンググループメンバーとして優先的に関与

以 上